

地方公務員給与の地域手当見直しに関する意見書の提出について

滋賀県近江八幡市は、地方公務員の地域手当の非支給地である。この地方公務員における地域手当については、平成26年の人事院勧告に基づき、平成27年4月1日以降に給与制度の総合的見直しが実施されることに伴い、給料表の水準を2%引き下げる代替措置として見直しがなされた。しかしながら、本市は、平成18年地方公務員給料表改定時及び前述の見直し時においても基準を満たしていないことから、引き続き非支給地となっている。このことは、滋賀県下の各地方公共団体において、地理的に狭い県であるにもかかわらず地域手当非支給地から10%の地域が散在し、地域の実情以上の自治体間格差が生じている。

本市は、消防部門等で一部事務組合を組織しており、加入地方公共団体において地域手当の支給地と非支給地が混在し、同じ組織の職員でありながら、勤務先により地域手当の有無が生じるのは矛盾している。

これらのことから、前述の平成26年人事院勧告においても、同じ公務に携わる職員間の納得性の観点を踏まえると、地域手当による地域間給与の調整には一定の限界があるとも記されており、今後、地域の「まち・ひと・しごと創生」を担う有能な人材を確保する観点からも不公平な給与格差は是非無くしていただきたい。

よって、政府に対し、滋賀県下の地方公務員給与の地域手当については、県内一律とする特段の配慮を講ずるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年12月18日

近江八幡市議会議長 園田 新一

総務大臣	高市	早苗	殿	}	宛
1億総活躍担当大臣	加藤	勝信	殿		
地方創生担当大臣	石破	茂	殿		
人事院総裁	一宮	なほみ	殿		